

事業委員会だより（地域班）

■ 令和元年度地域懇談会質疑応答抜粋

●東光小学校区

Q・仕事の内容、量の変化は。発注者から受注する仕事内容と会員の希望する仕事内容でギャップがあるのか。

A・仕事としては、草刈りや剪定の依頼が多いが、派遣業務も増えている。依頼が一定の時期に集中し、お断りすることもある。

特定の会員に仕事が集中することがある。これはその会員の仕事内容が認められ、指名で発注がくることによる。依頼者の期待に応えれば、仕事量が伸びるがことによって就業機会が増える。

●川西小学校区

Q・会員の勧誘をするにも、具体的にどのような仕事があるのか。新しい仕事の開拓は。結果は出ているのか。

勧誘する際に仕事を具体的に見ることができれば、誘いやすい。待っていても仕事はない。新しい仕事の獲得を。

A・受注している仕事は、清掃、除草などが多い。会員は経験のある事務作業を希望されるが、単発の仕事が多く、継続的なものはあまりない。会員が増えても、仕事がないのはよくない。就業開拓はパンフレットを使って行っている。新規事業所は研究所など専門的な業務が多く、依頼があっても、敷地内の除草等である。事業所を訪問することで、新たな仕事の開拓になる。剪定などはリピーターで増えている。就業開拓は必要と認識している。

Q・適正就業基準運用について、週1回が基準だが、水道メーター検針は週1回に該当しないために、かなり長い年数仕事をしている人の割合が高いのでは。就業したい人も辞める人がいないのでみんなはじかれる。どういう判断で検針は対象からは外されたのか。

A・継続就業業務は、基準に同一就業場所に毎週1回以上就業する業務とある。検針は月1回なので、対象としていない。

Q・延長3年を1年にと意見を言った結果、1年になった。検針の就業機会がないことについては考えなかったのか。

A・この件は、安全・適正就業委員会で精査する。

●山田荘小学校区

Q・受注票の張り出しについて、次の仕事に就きたいときは1月中に応募するということだが、早い者順なのか。面接は日にち指定か。面接後に次の仕事が決まるのか。

A・1月に募集する就業は、面接後に決定。急ぎ募集するときは会員登録内容の希望職種を参考にし、タイミングが合えば1月の応募者も参考にしている。

Q・平日も休日も同額の配分金。休日の料金はつづのか。

A・雇用されている者（派遣）は労働者扱いになるので、アップになるが、請負は各会員が個人事業主であるので労働者にはならず、アップにならない。派遣と請負では契約条件が異なる。

●精華台小学校区

Q・シルバーの帽子が古くなってきた。新たに購入した会員もいるが、帽子は仕事で必要であるので、シルバーで用意するという考えはないか。

A・1個目は無償支給、2個目からは購入いただいている。（現在910円）

シルバーの会員であるという普及啓発として、帽子着用は必要。

Q・不特定多数の中での作業なので帽子は必要。着用することで、連帯感が生まれる。

入会時に帽子を受け取りに来ていない会員がおられるので再度お知らせをしてほしい。

A・作業時は帽子、安全就業ワッペンの着用をするよう広報している。特に継続就業では着用してほしい。周知徹底する。

●精北小学校区

Q・会員の仕事のレベルアップについての考えは。

A・連合会の講習会等を実施している。

Q・講習会を実施しているのは知っているが、会員の仕事のレベルアップは日々の積み重ねだ。

発注者の満足度はどうか。シルバーの看板で仕事をしている。発注者の満足度を高めるためにはシルバー会員の能力向上は必要。高齢化社会の中でシルバーの必要性は高くなると思う。

A・仕事が丁寧だというお話もいただくが、粗い、雑ではという話もある。発注内容に沿って自らの就業の場を広げるように努力し、研修会・講習会に積極的に参加してほしい。

（お問い合わせは、事務局へお願いします。）